

第八十二号議案

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

別表七の項中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同表九の項中「一万七千円」を「一万五千円」に改め、同表二十の項中「二万一千四百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

手数料の額を改定する必要がある。

第八十二号議案

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例